

NOP 認定業務規則

平成 21 年 1 月 2 日制定
消費・安全局

農林水産省が米国農務省（以下「USDA」という。）の農業販売促進局（以下「AMS」という。）から The National Organic Program（以下「NOP 基準」という。）に基づく認証機関の認定に関する業務の実施を認められたことに伴い、NOP 認定業務規則を次のように定める。

（認定の申請）

第 1 条 農林水産省から NOP 基準に基づく認定を受けようとする認証機関は、別記様式第 1 号の認定申請書、審査依頼書及び添付書類を独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に提出するものとする。

（センターによる審査）

第 2 条 センターは、NOP 基準に基づく認証機関の認定のための審査手順を定め、それに基づき、前条の認定の申請をした認証機関（以下「申請機関」という。）に対する審査を行い、認定の可否についての意見を付して、審査報告書並びに前条の規定により申請機関から提出された認定申請書及び添付書類を農林水産省に送付するものとする。

（認定の可否の決定）

第 3 条 農林水産省消費・安全局長（以下「局長」という。）は、前条の審査報告書の内容を基に、認定の可否を決し、認定する場合は、別記様式第 2 号の認定通知書を当該申請機関あてに通知するものとする。

（認定した認証機関の公表）

第 4 条 局長は、インターネットにより次の各号に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 認定した認証機関（以下「NOP 認証機関」という。）の名称及び住所
- (2) 認定の日
- (3) 認定の対象となる認証業務の範囲

（USDA への通知）

第 5 条 局長は、NOP 認証機関の認定をしたとき若しくは認定を取り消したとき又は認定の対象となる認証業務の範囲に変更があったときは、USDA に対し、次の各号に掲げる情報を通知するものとする。

- (1) NOP 認証機関の名称及び住所
- (2) 認定の日又は認定を取り消した日
- (3) 認定の対象となる認証業務の範囲

（センターによる監査）

第 6 条 局長は、NOP 認証機関が継続して NOP 基準に適合していることを確認するため、

NOP 認証機関に対し、毎年センターによる監査を受けることを求めるものとする。

第7条 局長は、センターから、次の各号に掲げる事項を変更をした NOP 認証機関に対する監査が必要との連絡を受けた場合において、当該 NOP 認証機関が継続して NOP 基準に適合していることを確認するため必要と認めるときは、当該 NOP 認証機関に対し、臨時にセンターによる監査を受けることを求めるものとする。

- (1) NOP 認証機関の名称又は所在地(市町村の名称、地番その他の表示を含む。)
- (2) NOP 認証機関の組織又は主要な管理職を含む役員、検査員若しくは判定員
- (3) NOP 認証機関の認証手順
- (4) その他 NOP 認証機関の NOP 認定基準への適合性に影響しうる事項

(センターへの調査の依頼)

第8条 局長は、NOP 認証機関が NOP 基準に基づく認証を行っていないと認めるとき又はその疑いがあると認めるときは、センターに対し、当該 NOP 認証機関の NOP 基準への適合性について調査を依頼するものとする。

(監査等の結果の報告)

第9条 センターは、前3条の規定に基づく監査又は調査を行った場合には、その結果を局長に報告するものとする。

(認証業務の一時停止及び認定の取消し)

第10条 局長は、センターの監査又は調査の結果その他の情報に基づき、NOP 認証機関が NOP 基準に適合していないと認めるときは、当該 NOP 認証機関に対し、NOP 基準に適合するために必要な措置を求めることができる。

第11条 局長は、次の各号に該当するときは、当該 NOP 認証機関に対し、認証業務の一時停止を命じ、又は当該 NOP 認証機関の認定を取り消すことができる。

- (1) NOP 認証機関が前条の措置要求に従わないと認めるとき
- (2) センターの報告により NOP 認証機関が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第17条の12第2項第1号、第2号若しくは第4号又は第3項に規定するときに準ずることが明らかになったとき

(認定の更新)

第12条 NOP 認証機関の認定は、認定を受けた日又は前回の更新の日から起算して4年6月以内に別記様式第1号の認定の更新申請書、審査依頼書及び添付書類をセンターへ提出してその更新を受けなければ、その効力を失う。

第13条 第2条から第4条までの規定は、認定の更新について準用する。

(被認証事業者の調査)

第14条 局長は、NOP 認証機関から NOP 基準に基づく認証を受けた事業者(以下「被認証事業者」という。)が NOP 基準に基づく事業を行っていないと認めるとき又はその

疑いがあると認めるときは、センターに対し、当該被認証事業者の NOP 基準への適合性について調査を依頼するものとする。

(調査結果の報告)

第15条 センターは、前条の規定に基づく調査を行った場合には、その結果を局長に報告するものとする。

(業務の一時停止及び認証の取消し)

第16条 局長は、センターの調査結果その他の情報に基づき、被認証事業者が NOP 基準に適合していないと認めるときは、当該被認証事業者に対し、NOP 基準に適合するために必要な措置を求めることができる。

第17条 局長は、被認証事業者が前条の措置要求に従わないと認めるとき又はセンターの報告により被認証事業者が意図的に NOP 基準を遵守していないと認めるときは、業務の一時停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

(AMS からの要求事項の実施)

第18条 局長は、農林水産省及びセンターが NOP 認証機関の認定を行うことを許可する AMS からの書簡（2008年5月19日付け）で要求されている次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 農林水産省表示・規格課（以下「表示・規格課」という。）の適合性評価に関する法令上又は管理運営上のすべての変更を AMS に通知すること
- (2) USDA により審査の通知が適切に行われた場合には、USDA の代表者が、表示・規格課の適合性評価に関する実地監査及び審査を行うことを受け入れること
- (3) 米国に輸出された日本の有機食品が NOP 基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、その旨を AMS に速やかに報告すること
- (4) 米国に輸出された NOP 基準に基づく日本の有機食品の種類及び数量を USDA に毎年報告すること
- (5) 表示・規格課が審査又は監査により発見した不遵守の種類及び不遵守が是正されたことを確認するために講じた措置を USDA に毎年報告すること
- (6) すべての NOP 認証機関及びそれらの認証機関に認定を行った認証業務の一覧を USDA に毎年報告すること

(庶務)

第19条 この規則の実施に関する庶務は、表示・規格課が行うものとする。

農林水産省消費・安全局長

〇〇 〇〇 殿

申請者名

住 所

代表者氏名



N O P 認証機関認定〔認定の更新〕申請書

米国農務省全米有機プログラム7 CER Part 205に基づく認証機関の認定〔認定の更新〕を受けたいので、必要な情報及び書類を添えて下記の通り申請します。

記

1 認定を受けようとする認証区分

2 認証を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

【記載注意】

1. 「認定を受けようとする認証区分」について

栽培作物 (Crops)、家畜 (Livestock)、野生作物 (Wild Crops)、加工を含む取扱い (Handling) から該当する区分を記載し、加工を含む取扱い (Handling) を認証区分とする場合は、物資についても記載してください。

また、記載する認証区分のうち、一部の物資に限定して認証する場合は、あらかじめその旨を明記してください。

2. 認定を申請する場合はNOP認証機関認定申請書と、認定の更新の場合はNOP認証機関認定の更新申請書と記載すること。

認定通知書

認証機関名

代表者氏名

米国農務省全米有機プログラム 7 CFR Part 205の要求を満たす認証機関として認定したのでお知らせします。

農林水産省消費・安全局長

1. 認定年月日：平成 年 月 日
2. 認定番号：
3. 認証機関の名称：
4. 認証区分：
5. 認定の期間：平成 年 月 日まで



(施行上の注意)

- ・ 認定の期間は、認定日から5年とすること。